

新型コロナウイルスに関する緊急事態宣言発令後の対応について

緊急事態宣言が4月7日付で発令され、兵庫県が対象地域となりました。

つきましては、下記の点について、ご理解とご協力を賜りたくご案内申し上げます。

皆様にはご迷惑ご不便をおかけしますが、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための対応としてご理解の程お願い申し上げます。

記

1. **新型コロナウイルス感染防止のため、窓口対応を控えておりますので各種お手続き、お問い合わせにつきましては、一旦、当センターまでお電話にてご連絡ください。感染防止のため、可能な限り、電話・郵送等にて対応させていただきます。**
お電話がつながりにくい場合もあるかと存じますがご了承ください。
2. **家賃・駐車場利用料等のお支払いにつきましては、期日までにお近くの金融機関でのお支払いにご協力ください。**
3. **修繕については、緊急事態宣言発令期間中、施工業者の手配等に困難が生じることが予想されますので、水漏れや給湯器の故障など、生活に支障がある緊急修繕業務のみの対応とさせていただきます。**
4. **緊急事態宣言発令期間中は平常時と異なり苦情や修繕等の対応に大幅な時間を要する場合や、後日の対応となる場合が想定されます。**

以上、新型コロナウイルス感染拡大を防止するためあらかじめご了承ください。

問い合わせ先

西宮市営住宅管理センター

電話番号 0798-35-5028

(土・日・祝日を除く 午前9時～午後5時30分)